



Building a better  
working world

## オーストラリア版現代奴隷法 (Modern Slavery Act)について

- ▶ Why?
- ▶ What?
- ▶ Who?
- ▶ When?
- ▶ How?

### 現代奴隷法の狙いは？

現代の奴隷制度とは、立場の弱い労働者から何らかの形で搾取することを意味します。これは世界中で約4,000万人に影響を及ぼしています。典型的な例には、発展していない地域からの出稼ぎ労働者に対して採用することの見返りに母国への資金送金を制限したり、基本的な自由が認められないといった労働環境が挙げられます。

今回の現代奴隷法では、NSW州及び連邦レベルの両方で、企業のオペレーションとサプライチェーンにおいて、現代奴隷制度のリスクに積極的に対処することを順守させるために、その取組みについての外部報告が義務付けられます。

### 求められる報告内容は？

連邦法とNSW州法は、企業がサプライチェーンとオペレーションにおいて、現代奴隷制度のリスク評価方法と軽減措置について報告することを義務付けています。具体的には、以下のような報告要件を定めています。

1. 企業の構造、そのオペレーション及びサプライチェーン
2. 企業のオペレーションとサプライチェーンに存在する現代奴隷制度のリスク
3. リスクの評価と対処のために講じている措置(デューデリジェンスと軽減措置を含む)
4. 企業における当該措置の有効性評価方法
5. 企業が所有または支配する企業との協議プロセス

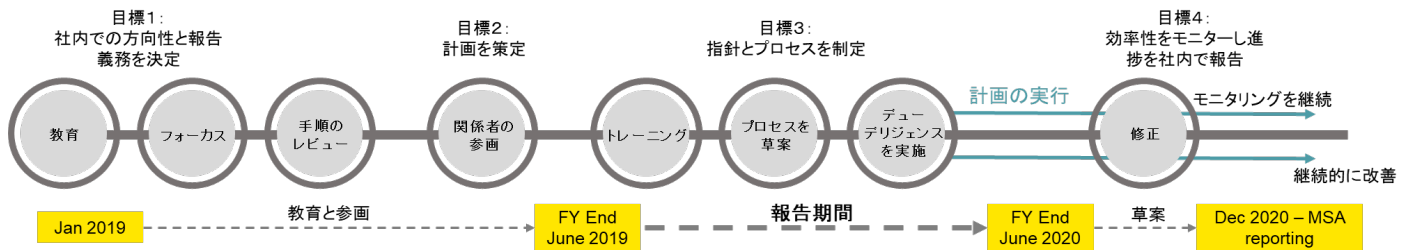
この報告は政府管轄のオンラインデータベースに集約され、一般公開されます。報告義務を順守しない企業にはNSW州法に基づきペナルティーが科されることとなります。

### 対応策は？

- ▶ 企業は調達プロセスをレビューするとともに、リスク管理のアプローチを策定するために組織横断的な共同プロジェクトを立ち上げる必要があります。
- ▶ 取締役(または相当する役職)は報告を承認する必要があるため、取締役会が正しい情報を入力し、企業の対応と報告内容の正確性について十分に把握しておくことが極めて重要です。

### 適用対象は？

連邦法	NSW州法
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ オーストラリアで事業を行うすべての企業</li> <li>▶ 1億ドルを超える年間連結収益</li> <li>▶ 公共部門に対する特定要件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ NSW州内に従業員がいるすべての企業</li> <li>▶ 5,000万ドル超1億ドル未満の年間収益</li> <li>▶ 公共部門に対する特定要件</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 報告期間内にオーストラリア国内で事業を行う全ての国内企業及び外国企業(会社、トラスト、パートナーシップ、個人事業、投資組合、NPOを含む)               <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 注:「オーストラリア国内で事業を行う」は、Corporations Act(会社法)及びASIC登録要件に従って判断することになります。</li> <li>▶ 注: 企業は、グループ内の複数企業をカバーした共同声明を行うことも選択できます</li> </ul> </li> <li>▶ 連邦法は、年間収益(オーストラリア会計基準に基づく連結収益)が1億ドルを超える企業に適用されます</li> <li>▶ NSW州法は、年間収益が5,000万ドルを超える(連邦法の対象になっていない)企業に適用されます</li> <li>▶ NSW州法と連邦法には共に、公的機関に適用される現代奴隷制度のリスク管理に関する類似の条項があります</li> </ul>	



## 対応時期は？

- ▶ 連邦法は2019年1月1日に施行され、それに基づく最初の報告は、翌日の2019年1月2日以降に開始する会計年度から適用され、期末日後6ヶ月以内が期限です。
  - ▶ 会計年度末が6月の企業は、2019年7月1日から2020年6月30日の期間に関する報告を行い、その期限は2020年12月31日です。
  - ▶ 会計年度末が12月の企業は、2020年1月1日から2021年12月31日の期間に関する報告を行い、その期限は2021年6月30日です。

報告は毎年実施することが義務付けられており、取締役による承認、署名が必要となります。

上記の図は、現時点から最初の報告期限の間に検討する活動の概要を示しています(会計年度末が6月の企業の場合)。

報告を怠った企業、または誤った情報や誤解を招く情報を報告した企業は、NSW州法に基づき最高110万ドルの罰金の対象になる場合があります。

ステートメントは、取締役(または相当する役職)の承認を得る必要があります。

## EY CCaSSにできること

- ▶ EYのCCaSS(Climatic Change and Sustainability Service、気候変動/サステナビリティ)チームでは、リスクとオポチュニティを管理するために組織が導入しているフレームワーク、プロセス、およびイネーブラーを評価するサプライチェーン成熟度モデルを開発しました。
- ▶ 私たちは、以下の領域でクライアントを支援します。
- ▶ ステークホルダーエンゲージメントやベンチマーキングなど、方針や手順の策定
- ▶ 取引先のリスク評価や仕入先のセグメント評価
- ▶ 調達管理のデザインを含む、人権デューデリジェンス戦略の実行支援
- ▶ 現代奴隷法に則ったステートメントの作成
- ▶ 私たちは、アシュアランス活動のデザインと導入、エンタープライズリスクマネジメント、並びに取締役会への報告を通して、現代奴隷法の遵守を支援し、取締役会に自信を与えます。

## Contacts

### National/Sydney

石川達仁 Tatsuiro Ishikawa  
Partner, Assurance  
+61 2 9276 9339 |  
tatsuiro.ishikawa@au.ey.com

### Melbourne

篠崎純也 Junya Shinozaki  
Director, JBS NSW Leader  
+61 2 9248 5555 |  
Junya.Shinozaki@au.ey.com

### Brisbane

渡辺登二 Toni Watanabe  
Director, Tax  
+61 2 9248 4771 | toni.watanabe@au.ey.com

### Perth

井上恵章 Shigeaki Inoue  
Director, Tax, JBS Perth Leader  
+61 8 9217 1296 | shigeaki.inoue@au.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2019 Ernst & Young, Australia.  
All Rights Reserved.

This communication provides general information which is current at the time of production. The information contained in this communication does not constitute advice and should not be relied on as such. Professional advice should be sought prior to any action being taken in reliance on any of the information. Ernst & Young disclaims all responsibility and liability (including, without limitation, for any direct or indirect or consequential costs, loss or damage or loss of profits) arising from anything done or omitted to be done by any party in reliance, whether wholly or partially, on any of the information. Any party that relies on the information does so at its own risk. Liability limited by a scheme approved under Professional Standards Legislation.

ey.com